

- (1) 謹賀新年
- (2) 新たなアスペスト
 (折) 人間らしく働く
 ための九州セミナー
- (3) 文化運動
 1年間のソリダリテ
- (4) 大増税の嵐
 行事予定

SOLIDARITE「連帯」 ソリダリテ

建交劳大牟田支部通信

(No. 22)



菊池地方の夜明け

いををて民た沖
と皇「許、世た縄い
なし非さ政論か、ま
つて暴な府をい辺ひ
て「力いの代は野と
いの・鬪暴表、古つ
ま闘身い走し國の

したことは、終わりの始まり一
と云われ、今年

行總散國明れ追計一政
しま選を会も「い」森権安
しま挙行冒行所詰問友は自
した。強い、解わ信め題・公
ます。新年明けま
う。ごめぎ
いでま
みなさん、

と野党共同闘は、安倍自公政権が、希望の党的出現、民進党的合流などのため、野党共同闘の足並みが乱され、総選舉では、自公政権の勝利と言う結果になりました。

謹賀新年！



朝陽を浴びながら早朝ピラ配布スタンバイOK

にに戦争を行つてゐる軍隊は、現地には、米軍と基地は、確かに、沖縄県民が犠牲にならなければなりません。何度抗議しても、過ちを繰り返しています。これに抗議もできず、米国におべつかばかりの安倍首相はどこの国の首相なのかと言われています。沖縄県民の抗議に対し、金と力と嫌がらせで、無理やり推し進める暴走は許されません。今年も、沖縄県民と一緒に闘つてゆきたいと思います。

倍9条改正NO! 無法を活かす全国統一署名」の達成です。

「署名」
の達成です。
を活かす全国統一
改憲NO！憲法

じかたび

聞け我らが雄叫び　天地轟き
て　履く我の旗　行く手を守
る　圧制の壁破りて　國々我が腕
今ぞ高く掲げん　わが勝利の

あ、インター、ショナル 我
等がもの
いざ戦わん、いざ ふるい起て
いざ
あ、インター、ショナル 我
等がもの

起てうえたる者よ 今ぞ日は
近し
さめよ我が同胞 鮮は来ぬ
書店の鐘たうけ 旗は血に燃
えて
海をへだてり我等 読書ひの
く

19世紀末、フランスで労働者階級が、資本主義での差別と、抑圧からの解放には、独占的支配階級（資本主義）からの脱却だと自覚め、世界中に広まった前衛的労働歌です。

新たなアスベスト被害

庭石などに使われる「蛇紋岩(じやもん)」に含まれるアスベスト(石綿)を吸入して肺がんになったとして、埼玉県の造園業の男性(71)が熊谷労働基準監督署に労災認定された。蛇紋岩による石綿健康被害の労災認定は極めて珍しい。蛇紋岩に石綿が含まれていることはほとんど知られておらず、他にも多くの被害者がいる可能性がある。

蛇紋岩は北海道から九州まで広く分布し、石綿を含むことが多い。資源エネルギー庁によると、資源エネルギー庁で広く分布し、石綿を含むこ

れ、セメントの材料や石材として流通している。石綿そのものの使用は労働安全衛生法で禁止されているが、蛇紋岩の使用は認められている。

男性が労災認定されたのは

今年4月。労基署の調査などによると、男性は1970年8月ごろに週2、3回、愛知・静岡県境の採石場で蛇紋岩を仕入れ、庭石として販売削るなど加工していた。表面を電動工具で削るなど加工することもあった。別の仕事に従事した後、9月ごろには、造園の仕事で蛇紋岩を切断したことがあった。男性は蛇紋岩に石綿が含まれてることを知らず、マスクなど

男性は15年春に肺がんと診断され、手術で肺の一部を摘出。仕事が原因と考え、熊谷労基署に労災申請した。手術で摘出された肺の組織を同署が調べたところ、労災認定の数倍の石綿が検出された。仕事で蛇紋岩に含まれる石綿を吸い込んだことが肺がんの原因と判断し、労災認定した。

透過型電子顕微鏡で見た蛇紋岩。針状に見えるのがアスベスト。中央の目盛りは全長0.005ミリ。久永直見・愛知学泉大教授提供

■解説

男性は15年春に肺がんと診断され、手術で肺の一部を摘出。仕事が原因と考え、熊谷労基署に労災申請した。手術で摘出された肺の組織を同署が調べたところ、労災認定の数倍の石綿が検出された。仕事で蛇紋岩に含まれる石綿を吸い込んだことが肺がんの原因と判断し、労災認定した。

蛇紋岩に含まれる石綿で肺がんになったとして、埼玉県の男性(71)が労災認定された。石綿を吸い込んだ場合、数十年の潜伏期間を経て中皮腫や肺がんになる危険性がある。中皮腫の原因は石綿とほぼ特定できるため、診断の段階で労災や石綿健康被害救済法が適用されやすい。

肺がんは喫煙など他の要因も考えられるため、患者や主治医が石綿が原因と疑わない場合も多く、中皮腫の2倍の患者がいるとの研究結果もある。

労災認定された男性は、長年仕事で蛇紋岩を扱っていな

によると、近年は採掘量が減っているものの、内

で年156万トンが採掘され、セメントの材料や石材と

10年前の2007年には国

によるもの、近年は採掘量が減っているものの、内

水槽：だらやくの壁
餌料：500g

1月
21日
(日)

「ペコロスの母 に会いに行く」

ちいさな玉
ねぎ「ペコロ
ス」のような
ハゲ頭を光ら
せながら、漫
画を描いたり、
音楽活動をし
ながら、彼は
父さとる（加
瀬亮）の死を



本物のペコロスとみつえさん

① 1月13日(土) 14時
 会場.. だいふく5階
 電話 .. 53-3333
 ② 1月24日(水) 14時
 会場.. れんが停
 (橋交差点そば)
 電話 .. 58-3300
 ①② それぞれドリンク代
 500円

全国のうたごえ喫茶ファ
ンの皆様、新年明けまし
ておめでとうございます。
2018年の幕開けは

監督 森崎東
主演 赤木春恵



契機に認知症を発症した母
みつえ（赤木春恵）の面倒
を見ていた。迷子になっ
たり、汚れたままの下着を
タンスにしまったりするよ
うになった彼女を、ゆうい
ちは断腸の思いで介護施設
に預けることに。苦労した
少女時代や夫との生活といっ
た過去へと意識がさかのぼっ
ている母の様子を見て、彼
の胸にある思いが去来する。
又、この作品で多くの介
護従事者が励まされた。

2017年のソリダリテ。今年は最優秀賞を狙って

The image is a collage of 12 newspaper clippings from the 'Soliddarity' newspaper, arranged in two rows of six. Each clipping contains Japanese text, a title, and a small photo. The topics include labor rights, community events, and specific locations like Nagoya and Kyoto. The clippings are dated from March 1999 to April 2000.

2017年は北朝鮮の核ミサイル問題、アメリカトランプ政権による暴挙とイスラエル問題、安倍政権による嘘、隠蔽、改悪などいろいろな問題が出ました。これは、2018年に続く大きな問題です。

衆院解散選挙では希望の党的出現による野党分裂により安倍自公政権に大敗してしまいました。これに伴い、参院選挙は再来年、衆院選挙は4年後という形です。

来年は選挙が無いという事で、自公政権による大増税が2018年に行われます。

総選挙で自公政権が勝ったことで、各省庁の官僚たちは予算を増やすべく、現状有るものの増税、新しく新設する税など政府に進言、実行しようとしています。

いとタ力をくくつてい
る。

増税されるのは、年
収850万以上のサラ
リーマン、年金生活者
等低所得の非課税世帯
まで幅広く増税しよう
としている。

おまけに新設され
るのは、海外渡航する人
への出国税、観光客へ
の宿泊税、国内森林を
保全するための森林税
は市町村に課すため実
質の市町村税への増税
になる。

取りやすい嗜好品のた
ばこ税（電子タバコ含
む）、ワイン税、第三
のビール税などなど。

更に検討中は子無し
税や独身税、死亡税な
ど。

更に2019年10月
には「消費税10%」も
控えている。

サラリーマンに対す
る必要経費の控除や配
偶者控除の見直し。

2018年 大増税の嵐

現政
府は選
挙の無
い年に増
税すれば
国民はの
ど立場
れば・・・

年金生活者、生活保護者の受給減額。75歳以上の医療費を2割負担へ。
難病患者、障害年金者の抑制、ふるい落としなどなど書ききれない。半面、モリカケ問題では総理による予算の私物化！防衛予算5兆9千億円、海外へのバラマキ向こう5年で数兆円を有に超えている。議員は節制すべきだと言つて止めた議員年金の復活をも画策し、近頃では、外相が外遊するための専用ジェット機が欲しいなどと吹



(高橋)

2018年 1月からの行事予定

- | | | |
|----------|--------|-------------------------|
| 1月4日 (木) | 10:00~ | 建交労大牟田支部「旗開き」 |
| 5日 (金) | 10:00~ | 労職分会新年定例会 |
| | 13:00~ | 福建労大牟田支部旗開き (平川・津波古) |
| 9日 (月) | 13:00~ | 公共一般分会新年定例会 |
| 11日 (木) | | 築炉じん肺弁護団会議 |
| | | 県労連旗開き |
| 17日 (水) | | 支部執行委員会 |
| 21日 (日) | 10:00~ | 第62回支部委員会
(組合3階大会議室) |
| | 13:00~ | 民間分会定例会 |
| 23日 (火) | 14:00~ | 大牟田社保協幹事会 |
| 26日 (金) | | 新春の集い (東京) |
| 2月2日 (金) | 10:00~ | 労職分会定例会 |
| 3日 (土) | | 県労連評議員会 |

じん肺検診経過

12月末時点

人間らしく働くための 九州セミナー㏌くまもと



第28回 人間らしく働くための九州セミナー㏌くまもと
主催：労働者健康支援センター 実施：労働者健康支援センター
会場：長崎県立総合文化センター、鹿児島市立総合文化センター、佐賀市立総合文化センター、沖縄県立総合文化センター
2017年11月25日～26日

今日は、11月25日（土）26日（日）、東海大学キャンパスを会場に開催。

約450名の方が参加。セミナーのテーマは「家族的責任」とは、家事や育児、介護の事ですが、社会的に解決すべき「負担」としての側面と、人々がその生活を豊かに過ごすべき「権利」の側面もあります。

家族的責任の負担については、社会保障の充実によって補いつつも、家族的責任を自分らしく果たす権利を保障されています。

ところが、私たちの現在の働き方は、家族的責任を自分らしく果たす権利を保障されていります。

また暮らしを豊かにするための労働により、家族との時間がほとんど持てない働き方をさせられて、かえって豊かさとは程遠い生活を余儀なくされている人も珍しくありません。

記念講演として、ワークライフバランス労働法の役割、労働者の家族的責任と健康の視点から考える講師・斎藤周教授でした。

政府は、「働き方改革」の議論を進めている中で、電通の過労死事件などの過労死事件が相次いでいるにも関わらず、年960時間

が約1300～1400時間、イギリスが1660時間であるのに対し、日本は約1740時間となっております。

人権の視点として憲法を考え、労働基準法や最低賃金法は「健康で文化的な生活」を支える役割を果たす必要があり、人権の問題として、賃金・労働時間などの労働条件の基準を法律で定めるべきであり、私たちが「自分らしく家族的責任を果たす」事が出来るためには、



このセミナーには、長崎、大分、鹿児島、佐賀、沖縄に続く6回目の参加となります。

家族的責任とは、家事や育児、介護の事ですが、社会的に解決すべき「負担」としての側面と、人々がその生活を豊かに過ごすべき「権利」の側面もあります。

しかし、働くことで命を落とす方は後を絶ちません。労働は義務であると共に、生活を豊かにするためのもの

が約1300～1400時間、イギリスが1660時間であるのに対し、日本は約1740時間となっております。

労働者の健康を考える時にも、労働者の家族的責任を考えるときも「健康で文化的な生活」がカギになることがあります。

的責任と自分らしく果たす権利と健康」として取り組まれました。

言わば過労死を促進するような労働基準法の「改悪」を実施しようとしています。

働くことは、私たちの家族の命や健康を守り、暮らしづを豊かにするためのものです。

「日本旅行」など会場は和やかな雰囲気になりました。「子供たちのお迎え」各國の年間労働時間を比較すると、ドイツ・フランス・

たらしい」何をするかとい

う投げかけから始まりました。【子供たちのお迎え】とを学びました。また、勤労に対する、家族的責任、配偶者の就業場所、子供の教育に対しても考える必要

(多田)

労働者の健康を考える時にも、労働者の家族的責任を考えるときも「健康で文化的な生活」がカギになることを学びました。

を「一日単位リズム」で考

分科会に参加して

セミナーは 1 1

月 25・26 日の両
日、熊本市において
開催されました。

2 日目はそれぞれ
の分野に分かれて
分科会が行われ、

私は「なくせじん肺
アスベスト」の分科

会へ行き私の発言
内容は次の通りで
す。

月 10 日に行われました、
西日本じん肺訴訟和解勝利
と 11 月 21 日に行われま
した築炉じん肺損害賠償裁
判について報告したいと思
います。西日本じん肺裁判
については、報告原稿にあ
りますが築炉じん肺裁判は
今月 21 日に行われました。
この二つの裁判には二つ
の共通点があるように思わ
れます。一つは作業従事期
間の問題です。西日本じん
肺訴訟で国は原告の坑内從
事期間が短いことから当初
裁判による決着を求めてき

ました。また築炉じん肺裁
判では被告ヤマサキが絶対
のものとしていくため「当該作
業に従事する労働者がじん
肺にかかる恐れがあると医
者とも期間が短いことで争
う姿勢を見せます。

二つ目は弁護士です。こ
れは全く対照的でした西日
本じん肺では裁判所が和解
案を出します。この和解
案はあまりにも低い金額
であり命を軽んじる態度で
あったため、飯塚の小宮弁
護士が強い口調で「和解はし
ません裁判でたたかいます!」
と熱く裁判長に語られまし
た。

築炉じん肺では福岡の岩
城弁護士が意見陳述され「業
務上認定を受けるけい肺法・
じん肺法の因果関係につい
ての考え方」を述べられまし
た。この『動と静』相対す
る二人の弁護士によって
解決へ大きく前進したこと
は間違ひありません。岩城
弁護士が述べられたじん
肺法は、じん肺管理区分決

定を速やかに進め、被災者の
健康管理と保障を確実な
ものとしていくため「当該作
業に従事する労働者がじん
肺にかかる恐れがあると医
学上、衛生学上客観的に判
断される作業」を「粉じん作
業」と定め、これをじん肺法
施行規程の別表に規定して
います。粉じん作業に就い
ては、要件ですが、就業の期間の長い短いは問
題とされておりません。そ
もそもじん肺法が求めてい
るのは「築炉作業について
たか否か」の点であって、作
業場に粉塵が多くたかど
うかや作業年限が長かった
かどうかという点ではない
のです。被告らは原告らが
就労した事業所ごとに、か
つ就労した工事ごとに作業
を特定し作業内容を明らか
にしろといった無理難題を
求めています。しかしそれ
は不可能を強いるものです。
一度限りの労災事故であれ
ば、その特定は不可欠でしょ
うが、法の定める築炉作業

はいわば「変哲のないレンガ
積み作業」という日々繰り返
される単純作業であって、
その全体の状況や流れを概
きとしては 8 年程度が妥当
なものと思われるとして両
者とも期間が短いことで争
う姿勢を見せます。

被告らが因果関係を争う確
固たる理由も示さず、ただ
は「因果関係の主張立証責任は
原告にある」と繰り返してき

たこの一年数ヶ月を振り返っ
てみると、この論争を続
けることは意味がなく期日
の浪費と言えると思います。
この問題は打ち切り原告
の本人尋間に移るべきで
あると原告代理人は考え
ます。原告らは被災者でし
かも高齢です 1 日も早い審
理による早期の救済の実現
を求めるべきです。

(濱田)

